

# 市からの お知らせ

- 主催者
  - 日時・期間
  - 対象・定員
  - 場所・会場 講師
  - 費用(記載のないものは無料)
  - 持ち物
  - 申込方法 問い合わせ
  - 保育あり
  - 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)
- 市外局番「0422」は省略。

## 申し込み記入例

- あて先は  
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは  
〒181-8555  
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は  
返信用にも住所・氏名を  
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

## お知らせ

### 年内で自動交付機の 証明書交付サービスを終了します

「三鷹市市民カード」は12月29日(金)以降使えなくなります。「印鑑登録証兼三鷹市市民カード」は印鑑登録証として今後も使えます。令和6年1月以降の各種証明書の取得は、市役所窓口、市政窓口、コンビニ交付サービス、郵送請求をご利用ください。

※7年3月31日までの期間限定で、コンビニ交付の発行手数料を引き下げています。

市民課 ☎29-8058

### 火災が多い時期です

#### 「もう一度 確認安心 火の用心」

12～3月は、1年で最も多く火災が発生する時期です。火災予防のポイントを確認し、家庭での防火対策をお願いします。

- ・ストーブの周りに燃えやすい物を置かない
- ・調理中は調理器具から離れない
- ・コンセントプラグにほこりをためない
- ・家の周りに燃えやすい物を置かない
- ・外出や就寝前には火の元を確認する

### ◆12月22日(金)～31日(日)は歳末消防特別警戒

期間中、消防団が午後7時～10時に市内の夜間巡回広報と警戒を行います。

### 飼いのいない猫によるふん・尿被害などの相談が増えています

猫が好きの方、迷惑に感じている方も、共通する思いは飼いのいない猫を減らしたいということです。飼いのいない猫に避妊・去勢手術を行う場合、手術費用の支援制度があります。

環境政策課 ☎29-9612

### ごみの減量にご協力ください

年末年始のごみが増えるこの時期に、日常生活の中で無理なく続けられるごみ減量策を実践してみませんか。

### ◆3R(リデュース・リユース・リサイクル)を意識しましょう

- ・マイボトル、マイバッグを使用する
- ・詰め替え用の製品、ノントレーの商品を購入する

### ◆食品ロスを減らしましょう

「消費期限」は食べられる期限で、「賞味期限」はおいしく食べられる期限です。賞味期限が過ぎたものは、においや味で食べられるか判断しましょう。

- ・無駄なく使い切るように在庫や賞味期限を小まめにチェックする
- ・献立を決めてから買い物に行くなど、食材は計画的に購入する
- ・スーパーなどで陳列している食品は手前側から購入する

- ・野菜の皮は薄めにむく
- ・外食では、食べ切れる量を注文する

ごみ対策課 ☎29-9613

### 「三鷹市小額契約受注希望者登録制度」の受け付けを開始します

同制度は、市が発注する小額の契約(入札によらない契約)について受注希望者のリストを作成し、発注する際の参考資料とすることで、市内事業者の受注機会の拡大と地域経済の活性化を図るものです。

12月18日(月)～令和6年1月26日(金)に所定の申請書(市ホームページなどで入手)と必要書類を契約管理課(第二庁舎3階)へ

※登録の要件・申請方法、対象となる契約など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

契約管理課 ☎29-9172

### 中小企業公害防止設備資金の 利子補給制度

◆対象事業 ①ばい煙、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、光害などの公害発生防止のために必要な施設・機械・器具・装置・工作物の購入・設置・改善・修理、②ディーゼルトラックやバスを廃車し、同等程度の低公害車または九都県市指定低公害車への買い替えを行った場合

◆対象事業所 ①市内の中小企業で、原則として市内の同一場所で同一事業を引き続き一年以上営んでいる事業所、②住民税などを滞納していない方

◆利子補給の内容 融資金額2千万円以内に対する利子の3分の2(年利2%以内) ※令和5年中に支払った利子が対象。

6年1月4日(木)～2月29日(木)に環境政策課(第二庁舎2階)へ

同課 ☎29-9612

### 東京都知事選挙のお知らせ

令和6年7月30日(火)の任期満了に伴う東京都知事選挙は6月20日(木)告示、7月7日(日)投票日(即日開票)に決定しました。詳細は決まり次第、市ホームページや「広報みたか」でお知らせします。

選挙管理委員会事務局 ☎29-9794

### 「第20回みたかビジネスプランコンテスト」受賞者決定

坂上大斗さんの「美大生と社会との繋がりを作る『小さな美術館』」が最優秀賞を受賞されました。そのほかの受賞者など、詳しくは同コンテストホームページ <https://www.mitaka.ne.jp/bizcon/> をご覧ください。

総務課 ☎40-9669

### メタバースを使って 近隣市の魅力を知ろう!

メタバース(仮想空間)内で、近隣4市(三鷹市・武蔵野市・小金井市・西東京市)の取り組みや魅力を紹介しています。アバター(自分の分身)による参加者同士の交流なども楽しめます。

### ◆実施期間

令和6年1月31日(水)まで  
※参加方法など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

西東京市企画政策課 ☎042-460-9800

### 自筆証書遺言書保管制度を ご利用ください

自身で書いた遺言書を法務局で保管します。保管場所にお困りの方やトラブルが心配な方、相続人に見つけてもらえるか不安がある方などにお勧めです。詳しくは、同局が発行しているパンフレット、または法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/> でご確認ください。

東京法務局府中支局 ☎042-335-4753

## 税金

### 家屋調査にご協力ください

令和6年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。5年1月2日以降に新築・増改築した家屋の所有者には、市から手紙を送りますので、内容を確認のうえ、資産税課へご連絡ください。

※取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、同課へご連絡ください。

同課 ☎29-9199

## 国保・年金

### 令和6年1月4日(木)は

#### ①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料(第6期)の納期です

#### ◆納付は便利な口座振替で

納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を納税課(市役所2階25番窓口)、市政窓口、指定金融機関へ

※納付はコンビニエンスストアやペイジー対応のATM、クレジットカード、スマートフォンのアプリからでも可能です(ATMとクレジットカードは①のみ)。

※キャッシュカードによる口座振替受付サービスを実施しています。

同課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)

※勤務先の健康保険に加入した場合は、保険課または市政窓口で国民健康保険の脱退手続きが必要です。

### 国民健康保険被保険者の 出産育児一時金

被保険者が出産(妊娠85日以上の死産、流産、人工妊娠中絶を含む)したと

きは、出産育児一時金(50万円)が支給され、医療機関などに市が直接支払う「直接支払制度」や「受取代理制度」が利用できます。この制度に対応していない医療機関で出産する方は、①医療機関と合意文書を交わし、②自身で出産費用を全額支払い、③医療機関から交付される領収書を添えて保険課(市役所1階9番窓口)へ申請してください。ただし、退職後に国民健康保険に加入して6カ月以内に出産した方が、健康保険組合などに1年以上加入していた場合は、退職前に加入していた健康保険組合などから支給を受けることができます。

保険課 ☎29-9215

### 海外転入の際は 国民年金の手続きもお忘れなく

海外への転入や海外からの転入に伴い住民票の異動届出をする際は、国民年金の手続きも必要です(厚生年金加入者やその被扶養配偶者を除く)。転入の場合は国民年金をやめるか、在外任意加入(外国人は対象外)の手続きを、転入の場合は加入または在外任意加入からの切り替えをお願いします。

市民課 ☎29-9190、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

### 「令和5年分公的年金等の 源泉徴収票」が発送されます

支払われた年金の金額や、源泉徴収された所得税額などをお知らせするもので、6年1月中旬に日本年金機構から発送される予定です。源泉徴収票は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、非課税の年金(障害年金や遺族年金)を受給している方には送付されません。

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

## 子育て・教育

### 低所得の子育て世帯への 生活支援特別給付金(継続受付中)

対象児童1人につき5万円を給付しています。申請は令和6年2月29日(木)までです。なお、ひとり親世帯とそれ以外では給付要件が異なります。

子育て支援課 ☎29-8107

### 令和5年度二十歳のつどい (旧：成人を祝福するつどい)

案内はがきは12月上旬に送付しました。なお、式典当日はAIデマンド交通を臨時運行します(詳しくは市ホームページでご確認ください)。

児童青少年課 ☎29-9671

※手話の表示がない事業でも市の主催事業では、希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣します(開催日の1週間前までに事業の担当課へ要申込)。